

神山町地域包括支援センター重要事項説明書

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務)

これからご利用いただく介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、神山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第4号）及び神山町介護予防・生活支援サービス（介護予防ケアマネジメント）実施要綱（平成27年訓令に第56号）の規定に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 神山町地域包括支援センターの概要

事業者名	神山町地域包括支援センター
所在地	徳島県名西郡神山町神領字本上角 93 番地 1
代表者名	神山町長 河野 雅俊
電話番号	088-676-1185
営業日	神山町の休日を定める条例（平成元年条例第23号）に規定する町の休日を除く月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 ただし、緊急を要する場合は、随時対応する
サービス提供地域	神山町内

2 相談窓口

連絡先	電話 088-676-1185 FAX 088-676-0906 相談担当者 鍛 真由美
営業時間以外緊急連絡先	電話 088-676-1111

3 職員体制

職 種	職員数	業務内容
所長	1人	総括・サービス管理全般
社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員・看護師・事務職	7人	介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント計画の作成及び支援等に関すること、請求に関すること

4 事業の目的及び運営の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法等関係法令に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業を行います。 ・利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮した支援を行います。 ・利用者の心身の状況、置かれている環境及びその他の状況に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう配慮して支援を行います。 ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の提供にあたっては、利用者に提供されるサービスが、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者・総合事業第1号事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。
--

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の状況にあわせて、介護予防サービス・支援計画書又はケアマネジメント結果等記録表の作成 ② 複数の介護予防サービス事業者、総合事業第1号サービス事業者等の紹介を行い、利用決定事業者等との連絡調整 ③ 介護予防サービス・総合事業第1号事業の実施状況の把握及び介護予防サービス・支援計画又はケアマネジメント結果等記録表等の評価 ④ 給付管理 ⑤ 利用者状況の把握、要介護等認定申請に対する協力、援助、相談
提供方法
<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者及び家族の相談を受けます。 ② 利用者のお宅を訪問し、利用者や家族の話を伺い、アセスメントを行い、目標を設定して介護予防サービス・支援計画書又はケアマネジメント結果等記録表等の原案を作成します。また、複数の介護予防サービス事業者、総合事業第1号サービス事業者等の紹介を行い、利用者の希望・重度化予防・自立支援に添ったサービス事業者等を利用者及び家族と共に選定し、事業者等との連絡調整を行います。なお、利用者は、介護予防サービス・支援計画書又はケアマネジメント結果等記録表等に位置づけたサービス事業所について理由を求めることができます。

- ③ サービス事業者等とサービス担当者会議を開催し、担当者間で利用者の共通認識を図ります。
- ④ 利用者及び家族に介護予防サービス・支援計画又はケアマネジメント結果等記録表等の内容を説明します。
- ⑤ 利用サービス事業者に1ヶ月毎に実施状況を確認し、サービス内容が適切か否かを確認し、必要があれば介護予防サービス・支援計画を見直します。
- ⑥ 3ヶ月毎に利用者宅を訪問し、モニタリングを実施し、必要があれば介護予防サービス・支援計画及びケアマネジメント結果記録表等を見直します。
- ⑦ 毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービス・総合事業第1号事業の利用実績を確認し、徳島県国民健康保険団体連合会に請求します。
- ⑧ 6～12ヶ月の間に、目標がどれくらい達成できたかを評価し、必要があれば要介護認定等の申請に対する援助・協力を行います。

6 利用料金

利用者負担額は、下表のとおりです。介護保険適用となる場合には、利用料は必要ありません。(全額介護保険により負担されます)

事業別	利用料金	備考
介護予防支援費(I)	4,420円	介護保険適用となる場合は、法定代理受領により自己負担はありません。 上記3事業の新規に利用を開始する月に加算されます。
介護予防ケアマネジメントA	4,420円	
上記委託の場合 委託連携加算	3,000円	
介護予防ケアマネジメントB	3,000円	
初回加算	3,000円	
介護予防ケアマネジメントC	2,000円	
【交通費】 通常の事業の実施地域以外に訪問した場合、実費を請求させていただきます。	実 費	金額については「神山町職員の旅費に関する条例」に準じます。

※介護保険料の滞納がない場合、自己負担はありません。(交通費除く。)

介護保険料を滞納されると、介護保険法関係法令等に基づき、利用者に代わって利用料に相当する保険給付を受領(法定代理受領)できなくなる場合があります。この場合は、一旦上記の料金をお支払いいただきます。

その後、利用者の滞納状況により、事業者より発行されるサービス提供証明書又は領収書を神山町健康福祉課介護保険係に提出することで、全部又は一部の払い戻しを受けることもできます。

7 サービス等に関する苦情について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情及び介護予防サービス・支援計画又はケアマネジメント結果等記録表等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は次の窓口で承ります。

【事業者の窓口】 神山町地域包括支援センター	所在地 徳島県名西郡神山町神領字本上角 93 番地 1 ☎ 088-676-1185 FAX 088-676-0906 受付時間 月～金 午前 8:30～午後 5:15 【担当者】 所長 鍛 真由美
【市町村の窓口】 神山町健康福祉課介護保険係	所在地 神山町神領字本野間 100 番地 ☎ 088-676-1114 FAX 088-676-1100 受付時間 月～金 午前 8:30～午後 5:15
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松 78 番地 1 ☎ 088-666-0117 FAX 088-666-0228 受付時間 月～金 午前 8:30～午後 5:15

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	利用者のサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。
個人情報の保護について	利用者やその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いません。 利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

9 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

10 業務継続計画（BCP）の策定について

感染症や自然災害発生後に迅速に業務を再開・継続させることを目的に業務継続計画（BCP）を策定し、平常時の備えと発災後の対応について、研修・訓練を実施します。

11 指定居宅介護支援事業所への委託

地域包括支援センターでは、「神山町地域包括支援センター運営協議会」において承認を受けた居宅介護支援事業所に介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメント業務を委託することがあります。

○地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所

事業所の名称	
所在地	
連絡先	

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面及び契約書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 徳島県名西郡神山町神領字本上角 93 番地 1
名 称 神山町地域包括支援センター

説明者 _____ ㊟

私は、神山町地域包括支援センターの上記説明者から、本書面及び契約書により重要事項の説明を受け了承しました。

利用者 住 所

氏 名 _____ ㊟

署名代行者

住 所

氏 名 _____ ㊟